2　測定操作手順

⑴　試験機器の保持台への取付け

ア　試験機器の製造者等が取扱説明書等において使用方法を明示している場合は、当該使用方法に明示された位置とすること。使用方法を明示していない場合は、図１に示すように、試験機器の全ての面について、ファントム外殻下部にそれぞれ密着させた位置とすること。

イ　試験機器の大きさがファントム外殻の大きさを超える場合は、試験機器全体を網羅できるよう測定位置を変更し、複数回の測定を行うこと。このとき、連続する測定における試験機器の領域を１／３以上重複させること。

⑵　比吸収率の測定

ア　ファントム液剤を気泡が生じないように静かにかくはんする。

イ　プローブ走査装置を操作し、ファントム外殻内の基準点とプローブ走査装置の基準点を合わせる。

ウ　⑴の手順に従い、試験機器をファントム外殻の下部に取り付ける。

エ　試験機器の送信周波数を送信周波数帯域の中央付近に設定し、連続送信状態で送信する。

オ　試験機器を通常使用するときに取り得る全ての状態で比吸収率を測定する。

カ　オの各状態における比吸収率の最大の測定値及びその座標位置を記録する。

キ　複数の取付位置がある試験機器の場合は、全ての取付位置でエからカまでの測定をそれぞれ行う。

3　試験結果の記載方法

測定を行った各状態における比吸収率の最大値をW／kg単位で記載し、ファントム外殻の座標位置に対する比吸収率（測定値）の分布をグラフ等で記載すること。

4　その他の条件

⑴　ＴＤＤ方式等においては、試験機器の連続送信は、送信バースト時間が最も長い時間となるように設定すること。

⑵　取扱説明書等に明示された位置で測定を行う場合は、試験機器と人体との位置関係を記載すること。

⑶　各測定の開始直後及び測定終了直前に電界プローブの誘起電圧等を測定し、試験機器の空中線電力の時間変動に対する比吸収率の測定値の変化が５％以内であることを確認すること。なお、測定値の変化が５％を超える場合は、ＩＥＣ62209－２に基づき比吸収率の補正を行うこと。

⑷　比吸収率を測定する際の簡易走査の測定間隔は、比吸収率の最大値を探索するための走査の場合は３GHz以下のときは20㎜以下とし、３GHzを超えるときは60／ｆ㎜とすること。内部表面近くでの走査を行う場合の電界プローブ先端の中央とファントム内部表面の間の距離は、３GHz以下のときは５㎜未満（偏差±１㎜）、３GHzを超えるときはδｌｎ（２）／２㎜未満（偏差±0.5㎜）の範囲内とすること（δは平面波の表皮深さ、ｌｎ（ｘ）はｘの自然対数とする。）。

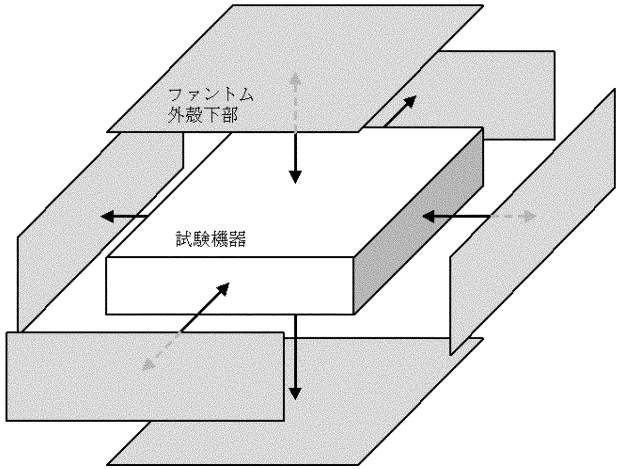
⑸　立方体走査の場合は、測定間隔は24／ｆ㎜以下、かつ、８㎜を超えないこととし、深さ方向の測定間隔は８－ｆ㎜以下とし、かつ、５㎜を超えないこと。垂直方向の測定を等間隔ではない間隔で行う場合は、ファントム外殻に最も近い測定点とその次に近い点の間隔は12／ｆ㎜以下とし、かつ、４㎜を超えないこと。また、垂直方向以外の方向は、隣接する間隔に対して1.5倍を超えない割合で間隔を広げることができる。立方体走査における最小寸法は、３GHz以下のときは30㎜×30㎜×30㎜とし、３GHzを超えるときは最小寸法を22㎜×22㎜×22㎜とすることができる。プローブ検出部の中心とファントム内部表面との最大距離は、３GHz以下のときは５㎜、３GHzを超えるときはδｌｎ（２）／２㎜とすること。

⑹　簡易走査において比吸収率の測定値が最大となる座標位置及び最大値の63％以上となる座標位置を割り出し、そこで得られた比吸収率の測定値が最大となる座標位置において、立方体走査を行い、比吸収率を測定すること。なお、比吸収率が技術基準の許容値の63％以上となる場合は、最大値の63％以上となる座標位置についても同様に立方体走査を行うこと。

⑺　比吸収率の測定値が最大となる座標位置が電界プローブ走査範囲の端に存在する場合は、ファントム外殻内で電界プローブの走査位置及び走査範囲を調整し、比吸収率が最大となる座標位置を探索すること。この場合において、プローブ走査装置の調整及び比吸収率測定用ソフトウエアの設定を変更することによって、装置で測定可能な範囲の限界まで電界プローブ走査範囲を拡大し、比吸収率が最大となる座標位置を探索できるように比吸収率測定装置を調整すること。

⑻　全ての測定点において、ファントム外殻の内部表面の法線に対してプローブの角度が５°未満とすること。

図１　試験機器の取付位置




四　比吸収率の測定⑵　比吸収率最大位置での測定

1　測定系統図

三の１に準ずる。

2　測定操作手順

⑴　試験機器の保持台への取付け

三の測定結果のうち、最大の測定値が得られた取付位置（試験機器の状態を含む。以下同じ。）及び設備規則第14条の２第１項に規定する値の50％以上の測定値が得られた取付位置とすること。

⑵　比吸収率の測定

ア　ファントム液剤を気泡が生じないように静かにかくはんする。

イ　プローブ走査装置を操作してファントム外殻内の基準点とプローブ走査装置の基準点を合わせる。

ウ　⑴の取付位置に試験機器を固定する。

エ　試験機器の送信周波数を送信周波数帯域の最大に設定して連続送信状態で送信し、比吸収率を測定する。

オ　試験機器の送信周波数を送信周波数帯域の最小に設定して連続送信状態で送信し、比吸収率を測定する。

カ　送信周波数帯域幅が中心周波数の10％を超える場合は、試験機器の送信周波数を送信周波数の任意の周波数（一の４で算出したｎに２を減じた数）に設定して連続送信状態で送信し、比吸収率を測定する。